

○川越市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成二十一年六月三日

規則第四十号

改正 平成二五年三月二六日規則第一九号

平成二七年三月三十一日規則第四二号

(趣旨)

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。次条及び第七条において「省令」という。）第二条第一項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- 二 法第六条第二項の規定により建築基準法第六条第一項の確認申請書を併せて提出した建築物で、同法第六条の三第四項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下この条において「住宅品質確保法」という。）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した法第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- 四 住宅品質確保法第六条第一項の設計住宅性能評価書（法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- 五 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。次号及び第七号において「住宅品質確保法施行規則」という。）第四十一条第一項の住宅型式性能認定書又はこれと同等の内容を有する住宅品質確保法第四十四条第三項の登録住宅型式性能認定等機関が作成した書類（以下この号及び次条第一号において「住宅型式性能認定書等」という。）の交付を受けている場合 当該住宅型式性能認定書等の写し
- 六 住宅品質確保法施行規則第四十五条第一項の型式住宅部分等製造者認証書（以下こ

の号及び次条第二号において「型式住宅部分等製造者認証書」という。)の交付を受けている場合 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し

七 法第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請(以下「認定申請」という。)に係る住宅の構造及び設備について、平成二十一年国土交通省告示第二百九号(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件)第三に掲げる基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 住宅品質確保法施行規則第八十条第一項の特別評価方法認定書の写し又は住宅品質確保法第五十九条第一項の登録試験機関が作成した、住宅品質確保法施行規則第八十三条第一項の証明書と同等の内容を有する書類の写し

八 第五条第一号に規定する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 第五条第一号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けている場合 当該書類の写し

ロ イに掲げる場合以外の場合 第五条第一号に掲げる基準に適合することを確認できる図書

九 第五条第二号に規定する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 第五条第二号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けている場合 当該書類の写し

ロ イに掲げる場合以外の場合 第五条第二号に掲げる基準に適合することを確認できる図書

十 第五条第三号に規定する場合 第五条第三号に掲げる基準に適合することを証する書類の写し

十一 第五条第四号本文に掲げる基準に適合することが明らかでない場合 当該基準に適合することを確認できる図書

十二 その他市長が必要と認める図書

(平二七規則四二・一部改正)

(市長が不要と認める図書)

第三条 省令第二条第三項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものとする。

一 前条第五号の規定により住宅型式性能認定書等の写しを添えて認定申請を行う場合

であって、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項が当該住宅型式性能認定書等で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

二 前条第六号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項が当該型式住宅部分等製造者認証書で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

三 一の建築物について、同時に二以上の認定申請又は変更の認定申請（法第八条第二項において準用する法第五条第一項から第三項までの規定による変更の認定の申請をいう。次条において同じ。）を行う場合であって、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書のうち共用部分に係るものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したとき 当該共用部分に係る図書

四 その他市長が不要と認める図書

（平二七規則四二・一部改正）

（申請の取下げ）

第四条 認定申請、変更の認定申請又は法第十条の承認の申請を取り下げようとする者は、申請取下げ書（様式第一号）を市長に提出しなければならない。

（居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準）

第五条 法第六条第一項第三号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 認定申請に係る建築物を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項の地区計画等の区域のうち同法第十二条の五第二項第一号の地区整備計画が定められている区域において建築しようとする場合にあつては、当該建築物が同条第七項の規定により定められた事項（同項第二号に係るものに限る。）に適合していること。

二 認定申請に係る建築物を景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項の景観計画の区域において建築しようとする場合にあつては、当該建築物が同法第八条第四項第二号の規定により定められた制限に適合していること。

三 認定申請に係る建築物を川越市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成十年条例第十九号）第三条第一項に規定する保存地区の区域において建築しようとする場合にあつては、当該建築物が同条例第五条に規定する基準に適合していること。

四 認定申請に係る建築物を次の区域において建築しようとするものではないこと。た

だし、当該建築物が長期にわたり存することに支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

イ 都市計画法第四条第四項の促進区域の区域

ロ 都市計画法第四条第六項の都市計画施設の区域

ハ 都市計画法第四条第七項の市街地開発事業の施行区域

ニ 都市計画法第四条第八項の市街地開発事業等予定区域の区域

ホ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第八条第一項の告示があった日後における同法第二条第三項の改良地区の区域

（平二五規則一九・一部改正）

（報告）

第六条 法第十条の認定計画実施者は、次の各号に掲げる場合において法第十二条の規定により認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求められたときは、次の各号に定める様式により報告しなければならない。

一 法第九条第一項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第二号）

二 前号に掲げる場合以外の場合 状況報告書（様式第三号）

（取りやめる旨の申出）

第七条 法第九条第一項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をしようとする法第十条の認定計画実施者は、取りやめ申出書（様式第四号）に省令第六条の通知書（法第八条第一項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第六条の通知書及び省令第九条の通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則（平成二五年三月二六日規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三十一日規則第四二号）

この規則中第一条の規定は平成二十七年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

申請取下げ書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名



(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 変更認定申請 ・ 承認申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申 請 に 係 る 住 宅 の 位 置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日
年 月 日		
第 号		
担当者印		担当者印

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第2号(第6条関係)

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に係る工事が完了したので報告します。

認定(変更認定)番号	第 号
認定(変更認定)年月日	年 月 日
認定に係る住宅の位置	
認定計画実施者の氏名 又は 名 称	
工事完了の年月日	年 月 日
工事が完了したことを 確認した建築士(工事 施工者)の氏名、住所 及び登録(許可)番号	
備 考	

※ 受付 欄		※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日					
第 号					
担当者印				担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第3号(第6条関係)

状 況 報 告 書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築及び維持保全の状況について報告
します。

認定(変更認定)番号	第 号
認定(変更認定)年月日	年 月 日
認定に係る住宅の位置	
認定計画実施者の氏名 又は 名称	
報 告 の 内 容	
備 考	

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日
年 月 日		
第 号		
担当者印		担当者印

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号(第7条関係)

取 り や め 申 出 書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので次の
とおり申し出ます。

認定(変更認定)番号	第 号
認定(変更認定)年月日	年 月 日
認定に係る住宅の位置	
取りやめの理由	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日					
第 号					
担当者印		担当者印			

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)